

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する富山県計画（概要）

計画の目的	◆建設業における労働災害の発生状況や建設工事従事者の高齢化の進行を踏まえ、一人親方等を含む建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の推進と中長期的な担い手確保を図り、建設業の健全な発展を目指す ◆「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律（建設職人基本法）」に基づき、本県における建設業の現状や地域の実情を踏まえた富山県計画を策定する
-------	--

現状と課題	第1 基本的な方針	第2 総合的かつ計画的に講ずべき施策	主な施策・取組	R4実績		
1 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備	1 適正な請負代金の額、工期等の設定	1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等 (1)安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映した建設工事の予定価格設定 ➢ 工事施工の円滑化4点セットによる施工条件の変更等に対応した適切な設計図書の変更 ➢ 建設業法第31条に基づく立入検査の実施（安全衛生経費支払の適正化） 	随時 (R3.8:4点セット改定) 5件		
		(2)建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 週休二日制モデル試行工事における週休二日を前提とした工期設定、試行の拡大 ➢ 工事施工の円滑化4点セットによる施工条件の変更等に対応した適正な工期延長 ➢ 工期の延長・短縮を行う場合における建設工事従事者の労働時間その他の労働条件の適正な確保 ➢ 施工時期の平準化 <ul style="list-style-type: none"> ・ゼロ県債など債務負担行為の積極的な活用 ・余裕期間制度（発注者指定方式、フレックス方式）の活用 		572件 (R3.8:4点セット改定) 11月議会で設定 178件	
	2 一人親方等への対処の必要性	2 設計、施工等の各段階における措置	2 責任体制の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 講習会等による法令遵守の徹底 ➢ 建設業法第31条に基づく立入検査の実施（下請取引等の適正化） 		5件
			3 建設工事の現場における措置の統一の実施 (1)建設業者間の連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「工事現場における施工体制の点検要領」に基づく施工プロセスのチェックリストによる現場確認 		
			(2)一人親方等の安全及び健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 建設現場で発生した事故の迅速な状況把握及び関係機関との情報共有 		
			(3)特別加入制度への加入促進等の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ➢ HPや業界団体を通じ、労災保険の特別加入制度の周知 ➢ 建設業法第31条に基づく立入検査の実施（下請取引等の適正化）（再掲） 		
			4 建設工事の現場の安全性の点検等 (1)建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 建設工事関係者連絡会議における関係機関・団体の情報共有等 ➢ 建設工事現場における安全パトロールの実施 	1回	
			(2)建設工事従事者の安全及び健康等に配慮した設計、工法等の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ICT活用工事の推進 ➢ ICT活用工事の現場における見学会や講習会の開催による技術の普及 ➢ 公共工事受注者を対象とした安全に関わる講習等の実施 ➢ 熱中症対策に資する現場管理費補正 ➢ 「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の周知、徹底 ➢ 新型コロナウイルス感染予防対策に資する経費の計上 		
	3 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上	5 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発 (1)建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 公共工事受注者を対象とした安全に関わる講習等の実施（再掲） ➢ 建設工事関係者連絡会議における関係機関・団体の情報共有等（再掲） 	(4回:実務講習会) 1回		
			(2)建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 建設工事関係者連絡会議における関係機関・団体の情報共有等（再掲） 	1回

現状と課題	第1 基本的な方針	第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	主な施策・取組	R4実績	
3 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保	4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上	1 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策 (1)社会保険等の加入の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 建設業許可申請時等における未加入業者への指導及び社会保険等担当部局への通報 ➢ 社会保険加入推進を図る関係機関・団体との情報共有及び対応検討 ➢ 入札参加資格申請者に社会保険等の加入を義務付け ➢ 建設工事の1次下請負業者を社会保険加入建設業者に限定 ➢ 建設業法第31条に基づく立入検査の実施（法定福利費に係る確認・指導） 	5件 随時関係機関と意見交換 572件 11月議会で設定	
		(2)建設キャリアアップシステムの活用推進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ キャリアアップシステムの活用検討に向けた関係機関との情報交換等の連携 		
		(3)「働き方改革」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 建設現場における週休二日を前提とした適正な工期設定、週休二日制モデル工事の拡大 ➢ 繰越明許費の活用等による適正な工期設定 		
		(4)担い手の確保・育成等、女性活躍の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 若者と女性が輝く建設業支援事業 		
		2 墜落・転落災害の防止対策の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 建設工事関係者連絡会議における関係機関・団体の情報共有等（再掲） 		1回
		3 基本計画の推進体制			
		4 施策の推進状況の点検と計画の見直し			